

(名称)

第1条 本会は、1818 Society Japan Chapterと称する。

(目的)

第2条 本会の目的は、1818 Society 規約に準拠し、会員相互の親睦を図るとともに、会員と1818 Society ワシントン本部、1818 Society 各国支部並びに世界銀行グループ（以下世銀グループという。）との連繋を深め、世界の開発と復興を通じて世界平和と民主主義の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 会員名簿の発行

(2) 親睦会および勉強会の開催

(3) 会報の発行

(4) 会員の慶弔

(5) 世銀グループに関する情報の提供

(6) 世界の発展に貢献するための人材交流・人材育成支援

(7) その他前条の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、次のいずれかの条件に該当する者であつて、入会を申し込んだものとする。

(1) 世銀グループの役員又は職員及び職員に準ずるコンサルタント及びそれらの配偶者とし、ネットワークの輪を広げるため、在席年数などの制限を設けない。

(2) その他前各号に準ずる者として役員会が認めた者

2 本会に、会員とは別に、准会員を置くことができる。准会員の資格・会費などの要件は、総会の議決に拠るものとし、その実施のための細則は施行細則に規定する。

(入退会)

第5条 入会及び退会は、書面によるものとする。

(入会金及び年会費)

第6条 会員は、別に定めるところにより、入会金及び年会費を納めなければならぬ。

2 既納の入会金及び年会費は、理由の如何にかかわらず返却しない。

3 会員は、別に定めるところにより、年会費の全部又は一部の免除を受けることができる。この場合、その会員は、権利、給付等の全部又は一部の制限を受けることがある。

(除名)

第 7 条 本会は、会員が会則に違反し、又は本会の名誉を著しく傷つけた場合には退会を求め、又は除名することができる。

(資格喪失)

第 8 条 会員は、次の場合において、その資格を失う。 (1) 退会 (2) 死亡 (3) 除名 (4) 5 年以上消息不明の場合

(総会)

第 9 条 総会は、本会の最高議決の場であって、会員全員をもって構成する。

2 定期総会は、年 1 回開催する。

3 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(議決事項)

第 10 条 総会は、次の事項を議決するものとする。

(1) 事業計画及び予算の決定に関すること。

(2) 事業報告及び決算の承認に関すること。

(3) 役員の選任及び解任に関すること。

(4) 会則の変更に関すること。

(5) 本会の解散に関すること。

(6) その他役員会の決議により付議された事項

(7) 総会は、書面、電子メールもしくはオンライン会議で行うことを妨げない。

- 2 総会の議決は、出席会員全員の過半数の同意を得るものとする。
- 3 総会に出席しない会員は、その議決権を他の会員に委任することができる。

(役員)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 幹 事 若干名 (4) 監査役 1 名

(役員の選任)

第 12 条 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、前任者の残任期間に限り、役員会で選任することができる。

(役員の任務)

第 14 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。
- (3) 幹事は、会務を執行する。
- (4) 監査役（幹事の兼務を妨げない）は、会計帳簿を監査する。

(役員手当)

第 15 条 役員は、無給とする。

(役員会)

第 16 条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長及び幹事で構成する。

3 監査役は、会長が必要と認める場合には、役員会に出席するものとする。

4 役員会は、会長が招集する。

(審議事項)

第 17 条 役員会は、次の事項につき審議決定する。 (1) 総会に付議する事項

(2) その他本会の運営管理に関する事項

(名誉会長・顧問)

第 18 条 本会に名誉会長、名誉副会長並びに顧問を置くことができる。

2 名誉会長並びに顧問は役員会の同意を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長及び名誉副会長は、本会の発展のため大所高所から本会の活性化に適宜助言を行う。

4 顧問は、世界銀行グループの現行の動きと本会の活動との整合性を保つため適宜適切な助言を行う。

(事務局)

第 19 条 本会の事務局を現職の会長の住所に置く。

(支部)

第 19 条の 2 本会に支部を置くことができる。2 支部の設置及び運営に関する事項は別に定める。

(運営費)

第 20 条 本会の運営に要する費用は、次の資金をもって充てる。

(1) 入会金 1,000 円及び会員による年会費 2,000 円

(2) 寄付金

(3) 准会員から徴収する会費

(4) その他の収入

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(施行細則)

第 22 条 この会則の実施に必要な事項は、役員会が定める施行細則に規定する。

## 附 則

1 この会則は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

2 本会の設立初年度の定期総会は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会をもって、これに替える。

3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、役員会において決定する。

4 本会設立当初の役員の任期は、第 13 条の規定にかかわらず、2008 年 3 月 31 日までとする。

5 本会の設立初年度の会計年度は、第 21 条の規定にかかわらず、設立の日から 2008 年 3 月 31 日までとする。

6 2025年1月10日に本会則を改訂し同日に施行する。但し、第20条第1項の改訂は2025年度より適用する。